

6-3
514

国立大学管理法及び公立大学管理法施行に伴う関係法律の整理に 関する法律案説明資料

この法律案は、国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴い、教育公務員特例法の一部を改正して、現在、大学の学長、教員及び部局長の身分取扱につき大学管理機関が行うことになつてゐる規定を、国立大学管理法及び公立大学管理法によつてその組織、権限等を定められた国立又は公立の大学の評議会、教授会及び学長等の管理機関に関する規定に適合せしめるものであります。現行の教育公務員特例法は、大学の学長、教員及び部局長の身分取扱に關し大学管理機関という字句を用いて、その行うべき事項を規定してゐますが、その大学管理機関が何なる内容のものであるべきかは、將來制定せらるべきこの大学の管理に関する法律にゆづり、たゞ暫定的に大学管理機関の諸般規定をおりて（同法第二十五條參照）運用して来たものであります。このため、国立大学管理法及び公立大学管理法によつて大学管理機関の实体を明らかに規定した次第であります。次に改正の主要点を御説明いたします。

第一に学長、教員及び部局長の採用や昇任は選考によることとし、その選考は学長にある。評議会が行い、学部長、学部の教員並に教授会を置く附置研究所の長及び教員の選考は当該学部又は研究所の教授会の議決を経て学長が行い、その他の教員及び部局長については評議会の議決を経て学長が行うのであります。

第二に、学長、教員及び部局長の意に及する職任、免職、降任等の審査及びこれらの者の懲戒処分の場合には、評議会が行うのであります。学部長及び教授会を置く附置研究所の長及び教員については、評議会は、審査の決定をするに當つて当該学部又は教授会の意見を聞かなければならぬのであります。

第三に、学長及び部局長の任期及び停年については、評議会が定めますが、部局長のうち学部長及び教授会を置く附置研究所の長の任期は当該学部及び研究所の教授会が定めるのであります。また、学長、教員及び部局長の心身の故障による休職の期間については、学長の場合には、評議会が定め、教員及び部局長については評議会の議決を経て学長が定めるのであります。

第四に、学長、教員及び部局長の職務に關し國家公務員法及び地方公務員法に定める基本基準の實施に關し必要な事項は評議会が定めます。

また、学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に依りた措置については、さきに述べた選考の場合と同様であります。

第五に、学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、選擧及び懲戒処分については任命権者（国立大学については文部大臣、公立大学にあつては当該大学を設置する公共団体の長）に対し、申出を行う者は、学長であります。

第六に、大学及び大学附置の学校の教育公務員の研究計画の樹立及び實施については、



任命権者加行うニとにリたしむれた。
以上加教育公務員特別法の主なる改正ありす。
次に文部省設置法の改正は、国立大学審議会及び公立大学審議会を設置するための改正
であります。